(3) Nature and quantity of the products to be purchased : The Telecommunicate System for Impurovement in Ability for Teachings 1 Set
(4) Delivery period : By 30, September, 2013
(5) Delivery place : Faculty of Education and Welfare Science, Oita University
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A not come under Article 7 and 8 of the Regulation concerning the Contract for Oita University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2013 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by National University Corporation Oita University,
C prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E meet the qualification requirements which The Obligating Officer may specify in accordance with Article 6 of the Regulation,
F not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer.
(7) Time limit of tender : 3 : 30 PM 21, June, 2013
(8) Contact point for the notice : Sadako Kobayasi, Procurement Section, Accounting Division, Oita University, 700 Oaza Dannoharu Oita-shi 870―1192 Japan, TEL 097―554―7382

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月１日
日本郵便株式会社調達部担当執行役員
藤本　栄助
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
○第１号（No.１）
１　調達内容　⑴品目分類番号　９　⑵品名及び数量　冷凍用蓄冷剤　70,000個　⑶特質等　仕様書による。⑷納入期限　平成25年10月31日　⑸納入場所　仕様書による。⑹入札・開札の日時及び場所　平成25年７月８日午前10時00分　入札説明書で定める電磁的システムのサイト上
２　取引先資格　次に該当しない者であること。　⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
３　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年６月21日午前11時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。
４　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵便株式会社調達部（物品契約担当）担当　津田　紀彦　電話03―3504―9532
５　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷競り（リバースオークション）による入札を行い、最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を最優先交渉権者とし、その価格が予定価格の制限の範囲内である場合、当該最優先交渉権者を落札者とする。ただし、予定価格の制限に達しない場合は、当該最優先交渉権者から順次、価格交渉を実施し落札者を決定する。⑸詳細は入札説明書による。
６　Summary　⑴ Contracting entity : Eisuke Fujimoto, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured : 9　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : 70,000 Regenerating agents (－25℃ Type)　⑷Delivery period : By 31 October 2013　⑸Delivery place : By specification　⑹Time limit of tender : 11 : 00 AM 21 June 2013　⑺Contact point for the notice : Norihiko Tsuda, Procurement Department, Japan Post Co., Ltd. 1―3―2 Kasumigaseki Chiyodaku Tokyo 100―8798, Japan. TEL 03―3504―9532
○第２号（No.２）
１　調達内容　⑴品目分類番号　９　⑵品名及び数量　道順組立棚（50口）予定185個　⑶特質等　仕様書による。⑷納入期限　平成26年３月14日　⑸納入場所　仕様書による。⑹入札・開札の日時及び場所　平成25年７月８日午前10時00分　入札説明書で定める電磁的システムのサイト上
２　第１号の２に同じ
３　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年６月24日午前11時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。
４から５　第１号の４から５に同じ
６　Summary　⑴, ⑵, ⑸ and ⑺The same with the notice above (No. 1)　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 185 Sorting shelf (50pocket)　⑷Delivery-period : By 14 March 2014　⑹Time limit of tender : 11 : 00 AM 24 June 2013

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月１日
日本郵便株式会社
調達部担当執行役員　藤本　栄助
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
○第１号（No.１）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　品名及び数量　軽四（営業）２WDほか１点（予定）23両
⑶　物品の特質等　入札説明書による。
⑷　最終納入期限　平成26年３月14日
⑸　納入場所　別に指示する場所
⑹　入開札の日時及び場所　平成25年７月１日午後２時10分　日本郵政ビル１階入札室
２　競争参加資格
⑴　下記のア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　次の㋐から㋕までの一に該当すると認められるものでその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他当社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　アからウまでに掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等その他次の㋐から㋒までに掲げる者をいう。
㋐　会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者